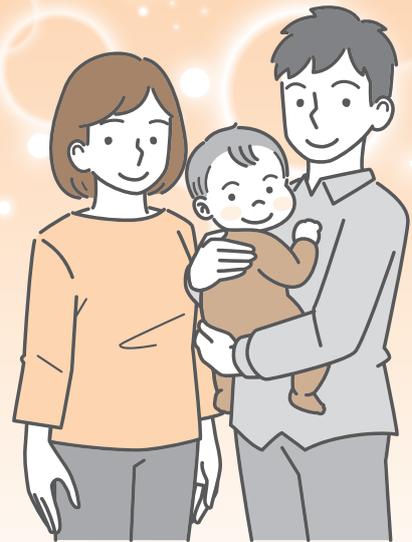


妊娠、出産にかかる 費用助成をご利用ください

問い合わせ 健康推進グループ
(☎011-0100)



市は、誰もが安心して産み・育てられる環境の充実に
図るため、妊娠、出産にかかる費用を助成しています。
ぜひ、ご利用ください。

○ 不育症治療費

対象 次のいずれかに当てはまり、登別市に住民登録をする、市税などに滞納のない夫婦

- ・産科または婦人科で不育症の検査や治療を受けた方
- ・他の市町村で不育症の検査や治療の助成を受けていない、または受ける予定がない方

助成上限額 5万円（1回につき）

※検査と治療にかかった費用から北海道不育症治療費助成事業に係る助成金を差し引いた額。

必要なもの

①北海道不育症治療費助成事業の決定を受けた方
申請書、北海道不育症治療費助成事業受診等証書の写し、北海道不育症治療費助成事業に係る交付決定書の写し、助成の決定指令文の写し

②所得要件により北海道不育症治療費助成事業の対象外となった方
申請書、北海道不育症治療費助成事業受診等証明書、検査や治療に係る領収書

申込開始日

①に該当する方
北海道不育症治療費助成事業の決定日の翌日

②に該当する方
1回の検査と治療が終了した日の翌日

申込方法 申込開始日から60日以内に
健康推進グループ



市公式ウェブサイト▶

○ 産婦健康診査の費用

対象 登別市に住民登録しており、次のいずれかに該当する方

①産後2週間前後の方で、産後の体調不良や育児不安があり、出産した医療機関などに受診が必要と判断された方

②産後1カ月前後の方

※医療機関により①は受診できない場合がありますので、事前に医療機関にご確認ください。

助成上限額 1回あたり5,000円（最大2回）

利用方法 出産した医療機関に産婦健康診査受診票を提出
※産婦健康診査受診票は母子健康手帳交付時に交付します。



市公式ウェブサイト▶

○ 新生児聴覚検査の費用

対象 検査日に本人（原則生後3カ月以内）と保護者が登別市に住民登録をしている方

助成上限額 5,500円（1回のみ）

利用方法 生まれた医療機関または北海道内の委託

医療機関に受診票を提出
※受診票は母子健康手帳交付時に交付します。



市公式ウェブサイト▶